

スルホキサフロルの残留基準設定に係るパブリックコメント（第2回）の概要

平成29年2月の農薬・動物用医薬品部会です承された基準値案について、平成29年3月1日から3月30日にかけてパブリックコメントを募集したところ、概要は以下のとおり。なお、前回のパブリックコメントについては別紙のとおり。

(1) コメント総数：386件

(2) 分類及び主な御意見^{注)}

1. 残留基準に関する御意見（126件）

- ・ OECDが定める計算プログラムを用いて基準値を設定すべき。
- ・ 日本での作物残留試験データは海外に比べて少ない。
- ・ 欧州並みの厳しい基準を適用すべき。

2. 暴露評価に関する御意見（4件）

- ・ 幼小児のTMDIの対ADI比が80%を超えている。
- ・ 他の食品、水、空気等からの摂取を考えると、単独食品の短期暴露推定量はARFDの10%以下になるようにすべき。

3. 毒性評価に関する御意見（207件）

- ・ 健康への影響が心配である。
- ・ 子どもの脳や神経の発達への影響、環境ホルモン作用、複合影響などの安全性評価が十分に行われているのか。
- ・ 実験用ラットで死産、前肢、後肢の形成異常などが起きている。

4. 農薬の登録・使用の反対に関する御意見（50件）

- ・ ネオニコチノイド系の農薬使用には反対である。
- ・ 世界的にも農薬は減らす流れである。

5. ミツバチへの影響に関する意見（160件）

- ・ ミツバチへの毒性がある農薬を使うのは問題である。
- ・ ミツバチの死滅は、生態系だけでなく農業にも打撃を与える。

6. 環境影響に関する御意見（179件）

- ・ 環境に悪影響を与える危険性があるにもかかわらず、使用を解禁すべきではない。

7. 米国ではミツバチへの影響を考慮して使用制限をかけて再登録が行われたが、日本では同様の制限を行わない事に関する意見（28件）

- ・ 日本では広い用途のまま申請が進められているので、登録に反対する。

8. 前回のパブコメの回答がないことに対する御意見（4件）

- ・ 昨年度行われた前回のパブリックコメントに対する返答が未だ出されていない。

9. 賛成意見（16件）

- ・ 柑橘のカイガラムシ防除で困っており、早く防除体系に取り入れたい。
- ・ 基準値に問題はない。既に海外で使用されているので、農産物輸入の観点からも早期の基準値設定を要望。

10. その他の御意見（33件）

- ・ 農産物の輸出促進や、日本の食の安全をアピールするため、海外で規制されている農薬を使用すべきではない。
- ・ 企業の利益を優先すべきではない。

注) 各項目の件数については、1通の意見に複数の項目の内容が含まれている場合、項目ごとに重複して計上した。ただし、いずれの項目に該当するか曖昧なものがあるため、各項目の件数はあくまでも目安である。また、事実とは異なる御意見もあるが、あくまでも寄せられた御意見を記載した。

【参考】スルホキサフロルの残留基準設定に係るパブリックコメントの概要

平成27年9月の農薬・動物用医薬品部会で了承された基準値案について、平成27年12月4日から平成28年1月2日にかけてパブリックコメントを募集したところ、概要は以下のとおり。

(1) コメント総数：537件

(2) 分類及び主な御意見^{注1)}

①農薬の登録・使用に関する御意見（185件）

- ・欧米で規制されているネオニコチノイド系農薬^{注2)}を使用すべきでない。
- ・全体として農薬を減らし、有機農業、環境保全型農業を推進すべき。

②ミツバチ影響に関する御意見（333件）

- ・ミツバチへの毒性が高く、使用すべきでない。
- ・ミツバチが減少すれば農業生産にも悪影響を及ぼす。

③環境影響に関する御意見（139件）

- ・昆虫、鳥など様々な生物や環境への悪影響が懸念される。
- ・生態系に悪影響を及ぼすような農薬を使用すべきでない。

④米国の登録取消に関する御意見（268件）

- ・米国で使用禁止になった農薬を日本で規制緩和すべきでない。
- ・米国での使用禁止について審議会やパブリックコメントで説明すべき。

⑤残留基準に関する御意見（107件）

- ・国際基準よりも高い米国の基準値に合わせるべきでない。
- ・基準値の根拠が不明。

⑥暴露評価に関する御意見（9件）

- ・浸透性農薬のため水洗いでは流れず、長期摂取をする可能性が高い。

⑦毒性評価に関する御意見（57件）

- ・ネオニコチノイド系農薬は、人の神経系や発達への影響も懸念される。
- ・人体への長期的影響が不明である。

⑧その他の御意見（33件）

- ・農産物の輸出促進や、日本の食の安全をアピールするためにも、海外で規制されている農薬を使用すべきでない。
- ・外国や企業の利益を優先すべきでない。

注1) 各項目の件数については、1通の意見に複数の項目の内容が含まれている場合、項目ごとに重複して計上した。ただし、いずれの項目に該当するか曖昧なものがあるため、各項目の件数はあくまでも目安である。また、事実とは異なる御意見もあるが、あくまでも寄せられた御意見を記載した。

注2) スルホキサフロルは、ネオニコチノイド系農薬と同じ作用機序（ニコチン性アセチルコリン受容体の阻害）により殺虫効果をもつが、化学構造的にはスルホキシミン系殺虫剤に分類される。